			二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。次条及び第二十七条において同じ。）
［略］			
	［略］	［略］	第三十八条の二
	［略］	［略］	学校教育法
	［略］	［略］	構造改革特別区域法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する学校教育法

第六条　学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	［略］	［略］	［略］
	第十八条	都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人にあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。次条及び第二十七条において同じ。）
	第三十八条の二	学校教育法	構造改革特別区域法第十三条第一項の規定により読み替えて適用する学校教育法
	［略］	［略］	［略］

			二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。次条及び第二十七条において同じ。）
［同上］			
	［同上］	［同上］	
	［同上］	［同上］	
	［同上］	［同上］	

第六条　学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	［同上］	［同上］	［同上］
	第十八条	都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人にあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。次条及び第二十七条において同じ。）
	［同上］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

○経済産業省令第六十三号

航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条の二及び第二条の三第一項第三号の規定に基づき、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

経済産業大臣　武藤　容治

航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令

航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業の区分）	（事業の区分）
第五条　法第二条の二の経済産業省令で定める事業の区分は、次の通りとする。	**第五条**　法第二条の二の経済産業省令で定める事業の区分は、次の通りとする。
一・二　（略）	一・二　（略）